

臨床獣医師から見た 養鶏業界 72

(株)ピーピーキューシー研究所 加藤 宏光

LPAIの脅威

養鶏業界で鳥インフルエンザといえば、もっぱらH5N1に注目します。しかし、茨城県で発覚したLPAIは、ある意味で人がつくった脅威といえる側面があります。

茨城県の広範囲に拡散していたLPAI症例では、LPAIだからこそ、これだけ広範に広がるまで分かりませんでした。著者の得ている情報によれば、抗体陽性の鶏群でも産卵成績に乱れがなかつたものが多かつたようです(とはいっても、1月号で述べたように呼吸器症状や産卵低下でIBを疑つたものもありましたがあ……コラム1)。

茨城県のLPAI症例がこれほど広がつたのは、LPAIであり病原性が無視できるほどに軽かつたことから、多くの生産者はそれほどの問題と思わずにはじめました。実際には拡散の状況を確認するために現地調査を実施した感染ルート究明チームのリーダーであ

つた、北海道大学の喜田宏教授は「燃え広がつた後の草原を見るようだ。そこかしこに小さな炎は見えるが、既に大部分のエリアでは燃え尽きていたが……」(コラム1)。

言い換えると、「A型ウイルスの炎は随分前に(多分最初の摘発例から半年以上前に)燃え上がり、気づいたときには広範囲の焼け野原をつくり上げていた」とい

何がウイルス伝播の要因であつたかを著者なりに考察すれば、感染鶏の移動もさることながら、この地域に特産の葉野菜への生ふん散布に注目せざるを得ません。

鶏ふんを生のまま葉野菜へ施肥すれば、この地域特有の風に巻き上げられたウイルスが、瞬く間にあちらこちらに飛び散ることになります。H5N1では起こる可能性の少ない

こういった形態の伝播方法を考えると、本来病原性の低いLPAIが人

《コラム1》

【LPAIと一般的な鳥インフルエンザの病原性】

LPAI(H5N1型で致死率の低いもの)や一般的な鳥インフルエンザでは、病原性は軽いか無視できる程度です。例えば韓国では既にワクチンが市販されているH9N2型鳥インフルエンザは、育成期間に感染した場合には軽い呼吸器症状を示すのみで、その後、成績に問題はありません。産卵している成鶏に発生すると、産卵が数~15%程度低下し呼吸器症状を示すといいます。この程度であれば、IBと同等度の病原性です。しかし、これが余病を持っていると豹変します。致死率が、ときに40~60%にも及ぶのです。これがLPAIや一般的な鳥インフルエンザの姿ですが、淘汰の対象となっているのは、病原性のためではありません。あくまで、人一人の感染パターンをとる流行病として世界に広がるリスクを憂慮するからです。2011年3月に改正された鳥インフルエンザの取り扱いで、従来、高病原性鳥インフルエンザの弱毒型という回りくどい表現をしていたのも、この点の誤解を避けるためだったのでしょうか。

従来LPAIと呼ばれたH5N1型以外の鳥インフルエンザウイルスは、一般的な鳥インフルエンザとして届け出対象とされ、LPAIで抗体を検出できるもののウイルスが分離できない群については監視対象とされました。この点は茨城の事例に習い、理論的に時系列的な整合性がとられています。

の概念によって殺処分せねばならぬ鶏病として生まれてくる特有の恐ろしさが身に滲みてきます。

茨城県のケースで、ウインドウレス鶏舎のように鶏舎ごとに独立性が高い（と行政が評価した）システムでは、抗体を有してもウイルスが分離できない群に関しては監視措置がとられました（定期的な分離試験で

表1 2005年に茨城県で確認されたLPAI症例への行政の措置概念

発生当初2005年6月26日 発生農場全淘汰	大規模農場発生後 2005年8~12月
2006年1月26日以降 オープン鶏舎もウインドウレス 鶏舎と同様に扱うように変更 (衛生管理が十分であると判断 されるケースについて)	ウインドウレスタイプ ・ウイルス分離（陰性） 検疫下でGP処理卵出荷OK (ウイルス分離・抗体検査を隔週で実施のこと) ・ウイルス分離（陽性） ①陽性鶏舎のみ淘汰 (1鶏舎を1農場と判断) ②検疫下でGP処理卵出荷OK オープン鶏舎 ・ウイルスが分離された段階で淘汰 (2006年1月から)

《コラム2》

【例外措置】

茨城県で起きた一連のLPAI騒動で、「例外措置」という概念が生まれました。

本来は、設定された検疫エリアから出荷することができない卵を、安全性が確保できると認定できたGPからは出荷してもよいというもので、「これはあくまで例外ですよ！」という処理です。あらかじめ家畜保健所に申し出でて所定の検査を実施した結果そのGPにおける洗卵とパッキング工程で十分に製品が清浄化できると認定してもらう必要があります。

この予備検査で例外措置が適用できると、認定されているGPでは、万が一の際に敷地（エリア）内の原料卵でパック製品加工と出荷ができます。これまで、それでも事態発生から出荷まで3日はかかっていましたが、昨年の千葉での発生に際し、リアルタイムPCR法を応用して1日（実際には8時間と聞きました）でウイルスの存在を否定し出荷にこぎつけられる前例ができました。ここへこぎつけられた当事者のご努力に大いに敬意を払いたいと思います。

ウイルスが採れた場合には即殺処分されます。この方針が今回も活かされることはコラム1に述べました。ウイルスが排泄されないと判断された鶏群の卵は市販することも認められています。

そのためには、同一敷地内でパッキング処理され、この工程で十分にウイルスが消毒できると認知されな

ければなりません。つまり、原料卵を農場外へ搬出するのはウイルスを運び出す可能性があり禁止、原料卵表面を十分に消毒できる設備をもつてGPでパック処理されれば卵は安全だから出荷OKとされるわけです。

この決断は諸外国に比べて曖昧です（コラム2）。

これら処置に関する概念を表1に示しました。当初

大規模でウインドウレス鶏舎に適用された例外措置も2006年1月にオープン

6年1月にオープン鶏舎であっても、ウインドウレス鶏舎と同様にシステム化されているものに関し

ては例外措置を適用し、理論的な整合性がとられました。

例外措置の メリットと デメリット

例外措置で得られる最大のメリットは

《迅速な出荷再開》です。今日の市場獲得競争で大きな武器は特殊性を強調したブランド卵です。それぞれの生産者が自分で開発したノウハウをもって、ブランドを市場に定着させ、生き残りの作戦を立てています。

通常卵や原料卵で生き残る前提の生産者にとっては、十分な補償と代替えの卵さえ確保できる互助ネットワークがあれば、A.I.事故でも生き残りの戦略を立てやすいものです。

しかし、特殊なブランド卵をもつて市場のシェアを確保し、リピーターの要望に応えることで付加価値を維持している生産者にとっては、たとえ補償が当座の穴を埋めてくれたとしても、再建するのに大きな努力を要求されます。

例外措置によって卵の確保ができるることでブランド維持ができます。ですので、とりあえず切り抜けた後に迫られるのが、鶏ふんの処理と廃鶏の処分方法です。

鶏ふんは使用するエサと同じ重量分が毎日排泄されますから、農場敷地内にコンポストがない場合には身動きがとれなくなります（コラム3）。

が受け入れる
かどうかとい
う問題から、
結局は全部焼
却処理せざる
を得ないとい
う結果になり
ました。この
前例をもとに
考えれば、老
鶏を肉用に出
荷することは
困難でしょう。
2005年
の茨城県の事
例では、業界
の強い意見もあつてか、ウイルスが
検出できない鶏群はウインンドウレス
鶏舎（のちに、もしくはそれに準じ
る管理システムが確認できる場合オ
ープン鶏舎でも適用とされました）
では監視措置となりました。

また、ある程度飼育した鶏は廃鶏
として処理しなければなりません。
茨城県のケースでは、抗体陽性の鶏
群に対してウイルスを排泄していな
い群に関しては廃鶏出荷ができるよ
う行政は方向を定めました。しかし、
H5N2・LPAI感染の履歴があ
る鶏群を肉用として廃鶏処理した業
者には、その後の出荷を控えるとい
う生産者が出来たこと、鳥インフルエ
ンザ感染履歴をもつ鶏の肉を消費者

しかし、6月のLPAI陽性例摘

発以来半年も経つと、当然老鶏の処
分問題が生じ、先に述べた業界のジ
レンマで二進も三進もいかない状況
に陥りました。当時は行政の処
分により、数カ所の産業廃棄物処理
場で焼却処分されてケリがつきまし
た。

《コラム3》

【鶏ふんが出せない】

現在、原発事故で福島県下の農業全体が大きなハンディキヤップを背負わされています。放射能汚染により出荷ができるないケースを最悪として、出荷風評被害によって市場を失うこと、何とか出荷はできても値段がべらぼうに安いことなど、作物・製品の流通に深刻な問題を抱えていることに加え、畜産業界では家畜の排泄物の処理に困惑しています。

そうでなくとも老齢化が進み後継者不足に農業基盤を揺るがされている中で、原発事故によるショックを機会に廃業を真剣に検討している米や野菜などの農家は多数います。現在何らかの補償を受けている農業者は、補償を受けられるだけ受けて廃業するのがベストと思えてくるのです。

これらの農地へコンポストをスキ込み、うない込むことで排泄物を処理している畜産業にとって、排泄物の受け皿である農地がなくなることは経営維持に深刻な影響を与えます。

このような間接的な悪影響に対して行政はどのように方向性を見いだすのでしょうか？

が受け入れる
かどうかとい
う問題から、
結局は全部焼
却処理せざる
を得ないとい
う結果になり
ました。この
前例をもとに
考えれば、老
鶏を肉用に出
荷することは
困難でしょう。
2005年
の茨城県の事
例では、業界
の強い意見もあつてか、ウイルスが
検出できない鶏群はウインンドウレス
鶏舎（のちに、もしくはそれに準じ
る管理システムが確認できる場合オ
ープン鶏舎でも適用とされました）
では監視措置となりました。

それらの鶏群の卵は域内、多くは
当該農場内にあるGPで洗卵・パッ
ク処理され、流通にのせることがで
きるようになりました。

今までH5N2・LPAI罹患鶏群では、ウイルス
が分離されない、いわゆる擬似患畜
は肉用に処分することが認められた
前例があり、これを求められると自
主処分ということも可能性としては
残っています。

自主的に処分を求められることは
避けられたとしても、埋却処理のた
ど忘れられようとしています。慣れ
ぬ土地を自分で用意しなければな
りません。

HPAIとLPAI

今までH5N2・LPAIと一括分類されて
いた鳥インフルエンザがH5N2・LPAIと
LPAIという2種類に分割されました。
つまりH5N2・LPAIの弱毒タイプ
という表現からLPAIと呼ばれる
ようになつたわけです。LPAIは
弱毒AIですから、「大した鶏病では
ない」と理解したくなります。

「大した鶏病ではないから、大し
たことではない」と受け止めると大
変です。経営に、先に述べた重大な
影響を与える点はH5N2・LPAIにも勝る
のです。しかし、LPAIに対しても
の防疫体制が十分だとはいえないの
が現在の業界であることも事実です。

昨年11月に松江で分離されたAI
ウイルスはH5N2亜型であり、L
PAIウイルスでした。このことは、
大きな話題とならないまま、ほとん
ど忘れられようとしています。慣れ
による怖さを肌で感じたいものです。

